

ストップ ザ 消費者被害

稚内市消費者被害防止連絡会ニュース No. 24

[事務局]

稚内市消費者センター

稚内市中央 4 丁目 16-2

稚内市保健福祉センター2 階

電話 0162-23-4133

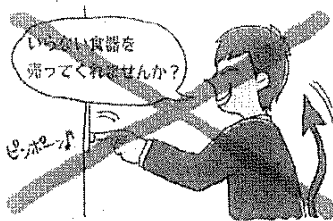
買い取られた貴金属もクーリング・オフができます。

これは、「不要なものを買取る」などと言って、自宅に来た事業者に貴金属等を強引に安値で買い取られると言った被害が増えている事を受けて、新たに「訪問購入」の規制を盛り込む「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律」が2月21日に施行され、「訪問購入」にもクーリング・オフ制度が適用になりました。

法律の改正で こんな風になります！ (消費者庁ホームページより)

1. 不招請勧誘の禁止

訪問購入では飛び込みの勧誘はできなくなりました。消費者からの査定に関してのみ訪問要請を受けた場合も、査定を超えた勧誘行為は禁止となります。また、しつこい勧誘や、買い



取る物品の種類を明示しないで勧誘することも禁止となります。

3. 引き渡しの拒絶

クーリング・オフ期間中(2. の書面交付から8日以内)は、物品の引き渡しを拒むことができます。また、事業者は迷惑を覚えさせるような方法で引き渡しをさせること等も禁止されています。



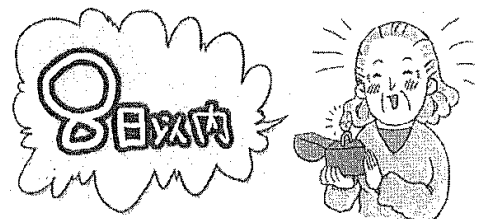
2. 書面の交付

事業者への連絡先及び物品の種類や特徴、購入価格、引き渡しの拒絶やクーリング・オフ制度について記載された書面が交付されます。



4. クーリング・オフ

クーリング・オフ制度により、2. の書面を受け取ってから8日間は無条件で契約の解除が可能です。また、クーリング・オフ期間中に事業者が第三者に引き渡してしまった場合、その情報が事業者からすぐ通知されます。



相談事例(稚内市消費者センター)

カタログ通販

【 相 談 内 容 】

カタログで4枚セットの下着を代引きで購入した。以前からこの業者を利用していましたが下着は初めて申し込んだ。

試着したところ金具部分が肌に当たり痛いし、サイズが合わないので返品、交換を申し出たら、「開封後は返品、交換は出来ない」と言われた。カタログの返品条件を確認したら返品、交換出来ないと記載されていた。下着の場合、試着しないと分からないのではないかと思う。返品や交換出来ない事に不満。

【 対 処 】

相談者は返品条件を確認せず注文をしていた。

通信販売はクーリング・オフが出来ず、カタログに記載されている返品条件に従うことになる」と説明した。

【 注 意 】

- ★通信販売では返品についてのトラブルが多く起きている。
- ★注文前には必ず返品特約を確認する事が大切。
- ★返品特約の記載が無い場合は、8日間の返品が可能。

困った時は稚内市消費者センターにご相談ください。

電話・FAX 0162-23-4133 (稚内市中央4丁目 保健福祉センター 2階)

☆☆☆ 無料法律相談の活用を！ ☆☆☆

稚内市は「無料法律相談」を毎月1回実施しています。
相談時間は午前11時から午後3時までです。(相談時間は1人25分)
事前申し込みが必要ですので、相談を希望される方は下記までご連絡ください。

【実施日】 5月12日 ・ 6月9日 ・ 7月21日

稚内市生活衛生課生活衛生グループ 電話(直通) 23-6497

☆☆☆ 5月は「消費者月間」です ☆☆☆

テーマ「学ぶことからはじめよう～自立した消費者に向けて～」

消費者が、自立した消費者になり消費者被害・事故に遭わないよう、自ら進んで知識を習得し、情報を収集することが不可欠です。

消費者月間パネル展を開催します

☆5月1日～12日【市立図書館】 ☆15日～21日【宝来地区活動拠点センター】

☆23日～31日【東地区活動拠点センター】